

障害児福祉計画及び障害福祉計画に係る「成果目標」比較表

※国の次期計画に係る指針（案）は、令和8年1月19日時点の資料に基づいています。

国の基本指針（第3期障害児福祉計画）		第3期新宿区障害児福祉計画		【参考資料】国の基本指針（案）（第4期障害児福祉計画）		第4期新宿区障害児福祉計画（案）		
目標1 障害児支援の提供体制の整備等				目標1 障害児支援の提供体制の整備等				
【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】				【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】				
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目途に子ども総合センターを児童発達支援センターに機能拡充していきます。			児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。（新規） (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能				
		【障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】						
		児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。						
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。		保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。		児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。				
				インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。（新規）				
【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】				【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】				
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。	(3) 令和8年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援を区内に5か所、放課後等デイサービス事業所を4か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者積極的に働きかけを推進していきます。			令和11年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。				
【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】				【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】				
各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。	令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。					
				【障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保】				
				障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。（新規）				
				【強度行動障害を有する障害児支援のための体制の整備】				
				強度高度障害を有する障害児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和十一年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害を有する障害児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規） （注） 現在の国の案では、実施主体について上記のとおり「各都道府県、また必要に応じて指定都市において」とある。 なお、下記の「目標5」では、「強度行動障害を有する障害者」の支援ニーズ把握等を、「各市町村又は圏域において」行うこととしている。				

国の基本指針（第7期障害福祉計画）		第7期新宿区障害福祉計画	【参考資料】国の基本指針（案）（第8期障害福祉計画）	第8期新宿区障害福祉計画（案）
目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行			目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】			【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】	
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	第6期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者のうち令和8年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を6名（3%）以上とします。		令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
【施設入所者数の削減に関する目標】			【施設入所者数の削減に関する目標】	
令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	令和8年度末の施設入所者総数については、第6期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者総数の200名を超えないことを目標とします。		令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	
目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
			【心のサポーター数に関する目標】	
(区市町村に関する目標はなし)	「新宿区精神保健福祉連絡協議会」等において、保健・医療・福祉の各分野の関係者とともに、区の精神保健福祉について総合的に協議していきます。また、各分野間の連携を強化しながら、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。		精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。 目標の設定に当たっては、令和十五年度末までに心のサポーター数が百万人（注）となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標を設定することを基本とする。（新規） （注）全国合わせて	
			【住民のこころの状態の把握に関する目標】	
			地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。 （中略）K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。（新規）	
目標4 地域生活支援の充実			「地域生活支援の充実」は、下記目標5に移動	
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。			
令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。			

国の基本指針（第 7 期障害福祉計画）	第7期新宿区障害福祉計画	【参考資料】国の基本指針（案）（第 8 期障害福祉計画）	第8期新宿区障害福祉計画（案）
目標5 福祉施設から一般就労への移行等		目標 4 福祉施設から一般就労への移行等	
【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】		【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】	
就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度までに令和3年度実績の1. 28倍以上とすることを基本とする。	令和8年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間29名以上とします。	就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和11年度までに令和6年度実績の1. 31倍以上とすることを基本とする。	
【就労移行支援事業等の移行者数に関する目標】		【就労移行支援事業等の移行者数に関する目標】	
そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。	令和 8 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ以下のとおり目標値を定めます。	そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。	
就労移行支援：令和3年度の一般就労への移行実績の1. 31倍以上とすることを基本とする。	就労移行支援事業 令和8年度 20名 （※令和3年度末実績11名）	就労移行支援：令和6年度の一般就労への移行実績の1. 14倍以上とすることを基本とする。	
就労継続支援 A 型：令和3年度の一般就労への移行実績の1. 29倍以上を目指す。	就労継続支援事業A型 令和8年度 1名 （※令和3年度末実績0名）	就労継続支援 A 型：令和6年度の一般就労への移行実績の1. 52倍以上を目指す。	
就労継続支援 B 型：令和3年度の一般就労への移行実績の1. 28倍以上を目指す。	就労継続支援事業B型 令和8年度 8名 （※令和3年度末実績6名）	就労継続支援 B 型：令和6年度の一般就労への移行実績の1. 67倍以上を目指す。	
【就労定着支援事業の利用率に関する目標】		【就労定着支援事業の利用率に関する目標】	
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。（新規）	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とします。	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	
就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1. 41倍以上とすることを基本とする。	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を53名以上とします。 （※令和3年度末実績37名）	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和6年度末実績の1. 47倍以上とすることを基本とする。	
【就労定着支援事業の就労定着率に関する目標】		【就労定着支援事業の就労定着率に関する目標】	
就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率※が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。（新規）	区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。	就労定着率については、令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。	
※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。		※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。	
		【就労選択支援事業所に関する目標】	
		就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、 <u>協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。</u> （新規）	
		就労選択支援の積極的な利用を促すため、 <u>令和十一年度の就労選択支援を利用する障害者の数を八万二千人以上（注）する。</u> （新規） （注）全国合わせて	

国の基本指針（第7期障害福祉計画）		第7期新宿区障害福祉計画	【参考資料】国の基本指針（案）（第8期障害福祉計画）	第8期新宿区障害福祉計画（案）
目標4 地域生活支援の充実（再掲）			目標5 地域生活支援の充実 ※国の基本指針案上で位置が移動	
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。		平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。	令和11年度末までに、各市町村は、 <u>地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。</u> <u>また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。</u>	
令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。		令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。	令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、 <u>強度行動障害を有する障害者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。</u>	
目標6 相談支援体制の充実・強化等			目標6 相談支援体制の充実・強化等	
令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。		それぞれの専門性をもつ3か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。さらに、令和8年度末までに地域生活支援拠点を1か所追加し、相談支援体制を整備していきます。	令和11年度末までに全ての市町村において、 <u>基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること。</u> 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。	
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）		（なし）	<u>基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保すること。</u> （新規）	
			<u>市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和十一年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。</u> （新規）	
			目標7 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 ※新規	
			（区市町村に関する目標はなし）	
目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築			目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
令和8年度末までに、都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。		障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて区内の障害福祉サービス事業所等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図っていきます。	令和11年度末までに、都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	